

令和3年2月10日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に
基づく警戒度及び要請、緊急事態宣言の延長を受けた対応について

群馬県において2月4日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）に基づく県内の警戒度「4」を継続し、ガイドラインに基づく要請（2月6日（土）以降）が行われることになりました。

また、過日お知らせした緊急事態宣言の期間延長を受けた対応について、全国建設業協会を通じ国土交通省からも周知依頼がありましたので、一部同じ資料がありますが改めてお知らせします。

つきましては、添付ファイルをご確認いただき、感染防止対策に引き続き取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

前回（1月23日（土）以降）要請からの変更点

○不要不急の外出自粛要請の期間の延長（～2/22）

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛してください。

特に次の外出については極力控えてください。

10都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）への往来

夜間（午後8時以降）の外出

○事業者に対する営業時間短縮要請（期間の延長）

対象市町村：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請（酒類の提供は午後7時まで）

要請期間：令和3年2月9日（火）から令和3年2月22日（月）

※上記以外の要請内容には、変更ありません

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（2月6日（土）以降）を御確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993